

## 倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金の申請等の手続きの流れ

項 目	実施者	時 期	必要書類等
1	申請者	就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から 90 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付認定申請書（様式第 1 号）</li> <li>【添付書類】</li> <li>✓ 奨学金の貸与を証明するもの（日本学生支援機構で貸与を受けた場合はスカラネットの詳細情報ページを印刷したもの）</li> <li>✓ 履歴書（参考様式参照）</li> <li>✓ 誓約書（様式第 2 号）</li> </ul>
2	市	交付認定申請から 2 週間程度	交付認定申請を審査し、助成金を交付すべきと認めた場合には、交付認定通知書（様式第 3 号）を交付
3	申請者	<p>助成金は半期毎か 1 年分をまとめたの支払いとなります</p> <p>それぞれ下記の時期までに必要書類を提出してください</p> <p>○半期毎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 前期分（1 月～6 月返還分）は 8 月末まで</li> <li>• 後期分（7 月～12 月返還分）は 2 月末まで</li> </ul> <p>○1 年分（1 月～12 月返還分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2 月末まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付申請書兼請求書（様式第 8 号）</li> </ul> <p>◆初めて交付申請書兼請求書を提出する場合</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 在籍証明書（様式第 9 号）</li> <li>✓ 住民票の写し</li> <li>✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等）</li> <li>✓ 大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し</li> <li>✓ 交付認定通知書（及び交付認定変更承認通知書）の写し</li> <li>✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し</li> </ul> <p>◆2 回目以降の申請（前期分又は 1 年分）の場合</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 在籍証明書（様式第 9 号）</li> <li>✓ 住民票の写し</li> <li>✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等）</li> <li>✓ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し</li> <li>✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し</li> </ul> <p>◆2 回目以降の申請（後期分）の場合</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等）</li> <li>✓ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し</li> <li>✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し</li> </ul>
4	市	交付申請書兼請求書の提出から 30 日以内	交付申請書兼請求書を審査し、適当と認めた場合は、交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第 10 号）を交付
5	市	交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第 10 号）の交付から 2～3 週間後に指定の口座へ振込	-
-	申請者	随時	<p>申請内容等に変更等があった場合は、下記書類を提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 辞 退 す る と き：交付認定辞退届（様式第 4 号）</li> <li>• 申請内容に変更があるとき：交付認定変更申請書（様式第 5 号）</li> <li>• 住所・氏名等の変更があるとき：住所等変更申請書（様式第 7 号）</li> </ul>

※本助成金の流れとは別に、通常どおり奨学金の返還を行ってください